

福津市国民保護計画変更概要（令和7年度変更）

1 福津市国民保護計画の概要

福津市国民保護計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年9月17日施行。以下「国民保護法」という。）に基づき、福津市の区域において生じた武力攻撃事態等から住民の生命、身体及び財産を保護し、住民等の生活への影響が最小となるよう、住民の避難、救護、武力攻撃災害への対処等の措置が規定されており、平成19年3月に策定している。

2 変更の背景

平成19年3月に福津市国民保護計画を策定後、平成29年12月に「国民の保護に関する基本指針」が、平成30年12月に「福岡県国民保護計画」が変更されたことを踏まえ、福津市地域防災計画との整合性を図った上で、変更を行うものとする。

3 主な変更事項

- (1) 国「国民の保護に関する基本指針」及び県「福岡県国民保護計画」の改定に伴う変更

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第5 研修及び訓練

● 訓練（P27）

市における訓練の実施に「NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。」を追記

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

● 避難に関する基本的事項（P29）

避難に関する基本的事項に避難行動要支援者名簿の活用について追記。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

● 警報の内容の伝達等（P49）

「警報の内容」を明記して新規に追加

● 警報の内容の伝達方法（P50）

情報伝達手段の多重化として、住民への警報の伝達方法に「警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国

瞬時警報システム（J－A L E R T）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）と連携している情報伝達手段等により情報を伝達する。」ことを追記。

第 2 避難住民の誘導等

● 避難住民の誘導（P 5 8）

大規模集客施設等に滞在する者等の避難の円滑に実施できるよう「大規模集客施設等における避難」を新規に追加

● 避難の方法の基本的な考え方（P 6 0）

「避難の方法の基本的な考え方」を新規に追加

● 各事態での避難の方法の考え方（P 6 1）

弾道ミサイル攻撃の場合の留意点に「市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める」ことを追記。

第 6 章 安否情報の収集・提供

● 県に対する報告（P 6 5）

市は、収集・整理した安否情報を「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（安否情報システム）」を使用して、県へ報告する旨を追記。

(2) 福津市地域防災計画との整合性に伴うもの

(ア) 「災害時要援護者」から「要配慮者」又は「避難行動要支援者」への名称変更（P 2 9 など）

災害対策基本法の改正により、平成 2 7 年 4 月から高齢者、障がい者、乳幼児等、防災施策において特に配慮を要する方を「要配慮者」に、そのうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方を「避難行動要支援者」に名称が変更されたことによるもの。

(イ) 市国民保護対策本部の構成及び事務分掌の修正（P 4 0・P 4 1・P 4 2）

福津市国民保護策定以降の組織改編や市災害対策本部の構成及び事務分掌の修正に伴い、市国民保護対策本部の構成及び事務分掌について修正するもの。

(3) 経年変化等への対応

計画策定時（平成 1 9 年 3 月）以降に変更された関係機関の名称、人口、気象データ等を更新した。